

平成26年9月定例会 経済委員会（事前）

平成26年9月19日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時45分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第10号 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について
- 議案第11号 平成26年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第12号 平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第13号 平成26年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について
- 議案第14号 平成26年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第28号 訴えの提起に係る専決処分の承認について
- 報告第4号 平成25年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 台風12号及び11号災害に係る農林水産業被害及び被災対策について
- 「鳴門わかめの認証制度」の「認証機関」の変更について（資料③）
- 「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」の改訂（案）について（資料④）

小谷農林水産部長

それでは、お手元に御配付の経済委員会説明資料により、農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

まず、先議でお願いいたしております平成26年度9月補正予算案についてでございます。

先議分につきましては、台風11号及び12号による大きな被害からの速やかな復旧・復興を図るための台風災害緊急対策でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の一般会計の総括表でございますが、補正総額は、最下段の補正額欄に記載のとおり、総額1億2,800万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は324億9,265万3,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。特別会計につきましては、補正はございません。

3 ページを御覧ください。課別主要事項でございます。

まず、農林水産政策課関係でございますが、上から1段目の（目）農業総務費の摘要欄①農林水産業再建特別支援事業費につきましては、ア、マル新の地域農林水産業再建特別支援事業におきまして、県と市町村が連携し、浸水などの被害を受けた農林漁業者に対し、施設や機械の取得を支援するための経費として7,800万円の増額を、イのマル新の地重要種苗緊急導入事業におきましては、被災により産地としての継続が困難となった作物について、種苗の導入を支援するための経費として600万円の増額をお願いするものでございます。

農林水産政策課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり8,400万円の増額をお願いしております。

4 ページをお開きください。

林業戦略課関係でございますが、上から4段目の（目）造林費につきまして、摘要欄①県単独林業生産等支援事業費におきまして、被災を受けた森林作業道の早期復旧を支援するための経費として3,000万円の増額をお願いするものでございます。

5 ページを御覧ください。

森林整備課関係でございますが、上から4段目の（目）治山費につきましては、摘要欄①の県単独治山事業費におきまして、被災を受けた治山施設等の補修を実施する経費として1,400万円の増額をお願いするものでございます。

ただいま御説明申し上げた予算措置を伴うもの以外に、被災した農業者の皆様に対する緊急の融資支援として、農業近代化資金の借入れに際し有利となる新たな貸付制度を設けたところです。

続きまして、経済委員会説明資料（その2）により、先議でお願いしております以外の9月補正予算案について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、経済・雇用対策の推進、安全・安心対策の推進、宝の島・とくしまの実現の三本柱と、これら全ての柱にまたがり、重要かつ喫緊の政策課題である人口減少をはじめとする地域課題の解決に向けて迅速に対応するため、所要の予算措置を行うものでございます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算一般会計の総括表でございますが、補正総額は、最下段の補正額欄に記載のとおり、総額2億7,113万7,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は327億6,379万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。特別会計につきましては補正はございません。

3 ページを御覧ください。課別主要事項でございます。

事業の内訳につきましては、新規事業など主なものについて説明させていただきます。

まず、農林水産政策課関係でございますが、上から1段目の（目）農業総務費の摘要欄②農林水産地域経済循環創造事業費につきまして、アのマル新のゆこう活用「新ビジネス

モデル」創出事業におきまして、過疎地域に新たな産業を創出し、地域経済の循環を図るため、ユコウの果皮を活用したクラフトビール製造とゴミゼロ流通システムを組み合わせた新たなビジネスモデルを構築する取組を支援するための経費として2,420万円の増額を、イのマル新のミツマタ活用地域経済循環事業におきまして、林業活性化及び地域経済の好循環を図るため、ミツマタを林内に植栽することにより、栽培したミツマタを紙原料として販売する新たな林業収入モデルを構築するとともに、杉などの鹿食害対策を検証する取組を支援するための経費として550万円の増額をお願いするものでございます。

摘要欄③経営総合対策等推進費のア、経営体育成支援事業におきまして、人・農地プランに位置付けられた中心的経営体の育成に向けて、農業用機械等の導入を支援するための経費として8,555万2,000円の増額をお願いするものでございます。

上から6段目の（目）農地調整費につきましては、摘要欄①農地保有合理化促進費のア、農地集積緊急拡大事業におきまして、農地中間管理機構をフルに活用し、地域の中心となる農業者へ農地集積を進める取組として、地域農業支援センターが、モデル地域の活動を支援するための経費として100万円の増額をお願いするものでございます。

農林水産政策課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、1億2,526万2,000円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

もうかるブランド推進課関係でございますが、上から2段目の（目）園芸振興費につきましては、摘要欄①園芸振興指導費のアのマル新、「6次産業化」課題解決プロジェクト推進事業におきまして、6次産業化のサポート体制を強化するため、徳島大学や関係団体等と連携し、地域に根ざしたビジネスモデルの構築に向けた検討を行うほか、販路開拓等を支援するためのホームページの開設、地理的表示保護制度の登録に向けた支援を行うための経費として360万円の増額をお願いするものでございます。

イのマル新のハラールプロモーション強化事業におきまして、国内外のムスリム向けの販路開拓を図るため、ハラール食品を求め、多くのバイヤーやレストランが集うJAPAN HALAL EXPO 2014に徳島県ブースを設置し、徳島県版ハラール商品の出展・商談を行う経費として200万円の増額をお願いするものでございます。

もうかるブランド推進課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、782万5,000円の増額をお願いしております。

5ページをお開きください。

畜産課関係でございますが、上から3段目の（目）畜産振興費につきましては、摘要欄①畜産振興対策費のアのマル新、徳島産優良和牛基盤強化事業におきまして、農林水産総合技術支援センター畜産研究課に優良和牛を導入し、畜産農家に優良系統の受精卵を供給するための経費として1,250万円の増額をお願いするものでございます。

6ページをお開きください。

水産課関係でございますが、上から2段目の（目）水産業振興費につきましては、摘要欄①水産物流通対策費のアのマル新、鳴門わかめ養殖履歴管理導入推進事業におきまして、鳴門わかめのブランド力向上に向け、養殖から出荷までの履歴管理が可能となるワカメ養

殖履歴管理簿を作成・普及するための経費として400万円の増額をお願いするものでございます。

上から6段目の（目）漁港管理費につきましては、摘要欄①漁港管理費のア、漁港管理総務費におきまして、漁港の地震・津波対策を進めるため、関係機関との調整や対策工事を円滑に実施するための経費として1,000万円の増額をお願いするものでございます。

上から7段目の（目）漁港建設費につきましては、摘要欄①水産基盤整備調査事業費のア、漁港調査事業費におきまして、漁港における平成27年度からの国補公共工事の着手に向け、事業基本計画承認申請に必要となる調査のための経費として500万円の増額をお願いするものでございます。

水産課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり1,900万円の増額をお願いしております。

7ページをお開きください。

農林水産技術支援本部関係でございますが、上から1段目の（目）農業総務費につきましては、摘要欄②就業機会創出支援費のア、新規就農総合支援事業におきまして、新規就農者の育成・確保を図る青年就農給付金に要する経費として2,875万円の増額をお願いするものでございます。

また、上から6段目の（目）農業研究費、9段目の（目）果樹研究費、最下段の（目）畜産研究費、8ページをお開きいただきまして、上から2段目の（目）森林林業研究費におきましては、農林水産総合技術支援センターにおける受託試験研究に要する経費の増額をお願いするものでございます。

上から4段目の（目）水産研究費につきましては、摘要欄①水産研究課美波庁舎整備事業費のアのマル新、水産研究課美波庁舎機能強化事業におきまして、県南地域の水産業振興を図るため、農林水産総合技術支援センター水産研究課美波庁舎の研究機能と防災・減災機能の両面における強化に向けた本館の耐震化と、作業棟改築の設計等に要する経費として2,950万円の増額をお願いするものでございます。

農林水産技術支援本部合計といたしましては、8ページ最下段の補正額の欄に記載のとおり9,189万6,000円の増額をお願いしております。

9ページをお開きください。

農村振興課関係でございますが、上から1段目の（目）農業総務費につきましては、摘要欄①農作物鳥獣被害防止対策費のア、鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、近年増加傾向にあるカワウの食害対策及び農作物や人への加害レベルの高いニホンザルの群れの生態動向調査など、鳥獣被害の総合的な対策を強化するための経費として125万円の増額をお願いするものでございます。

10ページを御覧ください。

農業基盤課関係でございますが、上から5段目の（目）農地調整費につきましては、摘要欄②自作農創設費におきまして、国有農地売却のための測量に要する経費として333万3,000円の増額をお願いするものでございます。

農業基盤課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり353万9,000円

の増額をお願いしております。

11ページをお開きください。

林業戦略課関係でございますが、上から1段目の（目）林業総務費につきましては、摘要欄②林業労働対策費のアのマル新，農林水産次世代人材確保・定着緊急対策事業におきまして，若者の農林水産業への就業と農山漁村への定着の促進を図るため，林業の人材確保・定着プランの策定や，新規林業就業者募集ツールの制作などに要する経費として580万円の増額をお願いするものでございます。

林業戦略課合計といたしましては，最下段の補正額の欄に記載のとおり986万5,000円の増額をお願いしております。

12ページをお開きください。

その他の議案等について説明させていただきます。

（1）条例案といたしまして，ア，徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが，薬事法の一部が改正されたことに伴いまして，再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるほか，所要の改正を行うものでございまして，平成26年11月25日からの施行をお願いするものでございます。

13ページを御覧ください。

（2）受益市町負担金についてでございます。

これは，県の実施する公共事業に対し，地元の市町から事業の種類・内容に応じて，それぞれの割合で負担していただくものでございます。

まず，水産課所管のア，広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金につきましては，鳴門市ほか5市町に対しまして，漁港の種別や事業内容により10%から20%の割合で負担していただくものでございます。

14ページをお開きください。

農村振興課及び農業基盤課所管のイ，県営土地改良事業費に対する受益市町負担金につきましては，14ページから16ページに記載のとおり，徳島市ほか18市町に対しまして，事業内容によりそれぞれの割合で負担していただくものでございます。

17ページを御覧ください。

農業基盤課所管のウ，農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金につきましては，那賀町に対しまして，事業費の6分の1の割合で負担していただくものでございます。

18ページをお開きください。

森林整備課所管のエ，県営林道開設事業費に対する受益市町負担金につきましては，美馬市ほか3町に対しまして，森林基幹道について10.7%の割合で負担していただくものでございます。

19ページを御覧ください。

（3）専決処分の承認についてでございます。

ア，和解金請求に関する訴えの提起に係る専決処分の承認についてでございますが，契約解除に伴う和解金の回収及び時効中断を行うため，債務者に対し，支払督促を裁判所に

申し立てましたところ、記載のとおり、債務者から異議の申立てがありました。

民事訴訟法の規定により、訴訟へ移行することに伴い、地方自治法第179条の規定に基づき、訴えの提起に係る専決処分を行ったものでございます。

20ページをお開きください。

（4）平成25年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、平成25年度決算に係る公営企業の資金不足比率を報告するものでございますが、農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計において林業戦略課が所管する県営貯木場に係る管理に必要な歳出が計上されております。

それらを含めた同特別会計につきましては、資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄に「－」で記載しております。

21ページをお開きください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、22ページの「第3 審査の意見」にございますように、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正なものとお認めいただいております。

以上で提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

この際、3点御報告させていただきます。

まず第1点目は、台風12号及び11号災害に係る農林水産業被害及び被災対策についてでございます。

これにつきましては、資料は付けておりません。

8月1日から10日の間、本県に影響をもたらした台風12号及び11号は、各地で激しい雨が断続的に降り、海陽町で観測史上最大の24時間降水量が記録されました。

これらの大雨により農林水産関係に大きな被害が生じており、被害総額は約51億8,000万円となっております。

被害の内訳については、農業等施設被害が約5億4,000万円、農地被害が約7億3,000万円、山林被害が約31億8,000万円、農作物被害が約7億3,000万円となっております。

県としていたしましては、台風により本県農林水産業に係る施設・機械・農作物等に甚大な被害が発生し、産地としての存続が危ぶまれる事態となっておりますことから、被災農林水産業の早期再建のため、8月13日に、農業近代化資金を活用した、使用不能となった施設や機械の復旧に係る緊急の融資支援として農業者緊急災害利子補給制度を創設いたしました。

さらに8月26日には、浸水等の被害を受けた農林水産業者に係る施設・機械の取得等を支援する地域農林水産業再建特別支援事業、また産地重要種苗緊急導入事業を創設したところであります。

さらには、本県が国に対し政策提言を行ってございました被災農業者向け経営体育成支援事業が実施される旨、農林水産省より先頃発表があったところであり、今後ともこうした

国の制度はもとより、市町村と連携した支援策によりまして被災農林水産業の早期再建と将来に向けた産地供給体制の構築を積極的に推進してまいります。

なお、農地・山林被害においても、速やかな復旧のため、現在、被災地の調査等を行い、詳細な状況把握に努めております。

今後も、国の災害復旧事業等を活用し、早急な再建にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして第2点目は、「鳴門わかめの認証制度」の「認証機関」の変更についてでございます。

お手元の経済委員会資料1を御覧ください。

6月の経済委員会で御報告いたしました認証シールの導入に向けた制度設計でございますが、資料1の中段右側にお示ししております認証につきましては、当初、鳴門わかめブランド対策部会が認証することとしておりましたが、委員からの御提案や、委員会の御論議、また業界団体の意見や要望を踏まえ、関係部局と協議した結果、県が審査及び認証することとし、農林水産部が中心となって運営していくことに改めたところであります。

今後とも消費者の皆様が鳴門わかめを安心して購入していただけるよう、信用・信頼の確保、ブランド力の向上にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして第3点目は、「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」の改訂（案）についてでございます。

お手元の経済委員会資料2を御覧ください。

本県では、昨年1月に、平成28年度を最終目標年とする輸出戦略を策定し、輸出サポートセンター等の運営により、輸出金額が1.2億円から2.4億円に倍増するなど、輸出拡大を図っているところであります。また、和食が無形文化遺産に登録されるなど追い風が吹くこの機会に更なる積極的な取組を進め、輸出拡大を加速させる必要があります。

このため、輸出戦略の新たな観点を追加したいと考えており、①の戦略的な品目の選定では、海外での高い消費が見込まれる品目の輸出拡大を図るため、2国間の検疫協議が終了した欧米向けの牛肉や、健康志向で人気の高い胸肉を中心とした鶏肉、更には、とくしま三大香酸カンキツを中心に、生鮮品とその加工品である6次化商品を併せた輸出を戦略に追加したいと考えております。

②のエリア戦略の展開では、点から面への戦略エリアを拡大させるため、北米市場として、これまでの米国に、青果物の検疫条件が比較的緩やかなカナダを加え、拡大させるとともに、EU市場として、これまでのフランス・ドイツに加え、イギリスや、来年のミラノ万博への出展を踏まえ、イタリアを対象とし、輸出の展開を図ってまいります。

③のムスリム市場の開拓による輸出拡大として、食品ハラールへの対応を強化し、マレーシアやインドネシアを戦略の対象国として追加したいと考えております。

さらに相手国の検疫条件等への対応として、EU向けのユズの指定ほ場の確保や、木材認証に必要な森林認証の取得などにも取り組んでまいります。

このような取組により、輸出の戦略目標である対象国、品目、金額については、高い水準目標を設定し、輸出対象国をこれまでの10か国から15か国へ5割増、輸出品目をこれまでの15品目から、新たに柿、ブドウ、畜産加工品、水産加工品を加え30品目へ倍増させ、

最終的には輸出金額を3.6億円から7.2億円へ倍増させてまいりたいと考えております。
報告事項は以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で、説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

重清委員

最後に説明してくれたこの海外輸出戦略ですけど、これ簡単な話、メインは飛行機で運ぶ輸出ですか。

住友六次化・輸出戦略室長

この戦略で入れております品目の輸送につきましては、日持ちのしないものについては、当然入れられないものもございますけども、例えば冷凍でございますとか、日持ちがするものについては船便での輸送もございます。

重清委員

今まで海外輸出でいろいろ検討したときに、一体幾ら掛かるかというのが問題になって、みんな農家の人は二の足を踏んでおるとというのが現状だったと思うんです。これで十分やっつけていけるのか。それと分かりにくいのが、輸出金額が1.2億円から2.4億円へ倍増する中で、3.6億円から7.2億円というんは、1.2億や2.4億は何を言いよって、3.6億というのは何の経費かちょっと教えてください。

住友六次化・輸出戦略室長

今委員から御指摘がございましたように、平成24年度が1.2億円、平成25年度が2.4億円ということで、1.2億円増加をしております。現在の戦略では平成28年度に3.6億円ということでございますけども、そういった伸びを勘案しながら平成28年度には更に高い目標にするということで、3.6億円から7.2億円に数字の改定を考えておるところでございます。

重清委員

今日本では需要がいっぱいになっておるみたいですね。需要と供給のバランスを考えて、海外への輸出はやはり大いにやっていただきたいし、もうけていただきたい。本当にもうかるんなら、ヨーロッパまで持って行ってもうかるシステムを構築してほしいし、それを農家の人や漁業の人たちに指導していただきたいと思います。

それとカワウ対策ですけど、たしか25万円補正で付いている。カワウは、確かに増えて

きておるんです。現状をどういうふう把握しておるのか。それとどういう対策を講じようとしておるのか。この金額でどういうのが一番効果的なのか。

今までいなかった地元の宍喰川で、この間群れになって並んで泳いで、魚を狙っていました。こんな光景なかったんですが、確かに増えてきております。今まではカモとかがたくさん川にいて、カワウは西のほうだけかと思っていたんですが、やっぱり増えてきています。この対策は早急にせないかんと思うんですけど、今から各市町村を集めて何をやるようとしているんですか。対策としては何が一番効果的なのか、教えてもらえますか。

船越水産課長

カワウにつきましては、お示しいただきましたように平成元年頃までは県内ではほとんど見られなかったのですが、その後増え始めまして、最近ではかなり増えているというようにお聞きしております。おっしゃいましたように、宍喰川では新たに増えているという状況も確認しております。

ただいまやっております対策につきましては、まず被害防止対策でございますが、テグスとかカカシ等によります追い払い。それから銃器による駆除。それからもう一つは生息状況調査を毎年やっております。

今回の補正額25万円につきましては、今回新たに中国四国地区の広域カワウ対策協議会が発足いたしました。それに向けての会議参加費あるいはその情報提供、それからカワウ対策をするための研修会あるいは講習会などを河川漁業者の皆様が集まっていただきまして開催する経費ということで考えております。

重清委員

分かりました。今日は事前ですので、聞いておきます。

災害対策でいろいろ支援策を講じていただきまして、本当にありがとうございます。

まだまだ復旧までは道のりは遠いと思えますけど、この中で今回の補正で組んでおります被災した種苗に対する支援の600万円。それでイチゴ、バラ、コショウランの苗ということを書いておりますけど、被災を受けてそろそろ2か月が来ようとしておるんですが、大体正確なのが出せて600万円と出してきているんかどうか、お伺いいたします。

手塚農林水産政策課長

今回の災害で傷みました苗等の産地の維持ということで、600万円の県費の先議をお願いしております。これにつきましては県10分の2と市町村10分の2の補助率ということで、対象事業費といたしましては苗代として3,000万円を考えております。今、県の各支援センターを通じて各市町村にこの事業を説明しております。10月の初めをめどに全体を集計する予定でございますが、今のところ災害で確認しておる被害額を基にこういう数字を考えておりますので、対応できるのではないかとということで見通しを立てております。

重清委員

3,000万円のうちイチゴ、バラ、コショウランなど、まだほかにもあると思うんですけど、今分かったら3,000万円の内訳を教えてください。

イチゴの苗が幾ら、バラの苗が幾ら、コショウランが幾ら、それ以外にもまだ苗代で組んだら幾ら、それで大体3,000万円ぐらいが市町村との話で出てきたんかどうか、今の現状で教えてください。

手塚農林水産政策課長

大きなところでは、イチゴにつきましては1,000万円ほど予定しております。ランにつきましては、今詳細な手持ちが十分でございまして、また後ほど御説明をさせていただきます。申し訳ございません。

重清委員

後で説明を受けることとして、終わります。

森本委員

新規就農者支援に2,500万円ほど入っておるんですが、これたしか一昨年ぐらいからスタートしたんですけれども、私の周りの若い子で農業をしたいっていう子がたくさん、数年前にはおったんです。農業法人が若干ブームになったときに、農業志向の若者が非常に増えて、当時仕事もだんだんなくなってきておる中でだったんですけど。最近、また若干熱が冷めてきておるような気がいたします。

そういう中で新規就農者支援、これは非常に大切なことです。効果的なお金の使い方というのが私は非常に大事になってくると思うんです。一昨年か、去年か、スタートしておるんですけども、今までどんな形でこれを支援しているか。それと今年のお金の使途についても、どんな方法でやっていくのかお伺いをいたします。

河野経営推進課長

青年就農給付金でございますけれども、この事業は平成24年度からスタートしております。

この給付金の中には二つの型がございます。経営開始型というこれから営農を進めていこうというものと、農業大学校とか先進的な農家で勉強してから就農していこうというのがございます。

経営開始型につきましては、平成24年の受給者が115名でございます。平成25年度は174名、現在は196名の方ということで、給付期間が5年間ということもございますので、積み重なっていったお状況になっております。

もう一つ、準備型がございますけれども、これにつきましては平成24年度が7名、平成25年度が12名、平成26年が10名になっております。これにつきましては、最長が2年間の事業になっております。

給付でございますけれども、経営開始型につきましては市町村から給付しております。準備型については県が直接受給者の方に交付しておるということでございます。

森本委員

準備型というのは非常に大事で、初めて農業大学校で野菜の作り方を学んで、さあスタートしようかなという人が、ちょうど今3年目を迎えておるんですけども、順調に皆さん挫折することなくいっておるのでしょうか。

河野経営推進課長

平成24年度に給付を受けた方は115名であったんですけども、継続して平成25年度に給付を受けた方は107名ということで8名減少しております。

これにつきましては、就農を始めてから5年間という縛りがございますので、5年を経過しておった方が5名ほどおります。それから兼業等に移ったという方で、3名ほど途中でやめられたということでございまして、100名を超える中で3名ということでございますので、順調なほうではないかなと思っておるところでございます。

また一方、準備型につきましては、これは給付終了後1年以内に就農しなければならないということが条件になっておるわけでございますけれども、これにつきましては今のところ全ての方が就農しておるという状況でございます。

森本委員

親から継ぐのではなく、別の形で始めるケースというのは非常に多いと思うので、後継者をきちっと確保する意味でも十二分に支援しなければいけないと思います。

大事な話なんやけど、給付額は5年間でどのぐらいの金額なんですか。

河野経営推進課長

準備型も開始型も年間150万円という形になっております。

森本委員

年間150万円やったら、厳しいとは思いますが、何とか食べていきながら準備ができるところかなと思います。

これは、当然5年スパンなんやけども、今後国は変わらずに、ずっと打ち切られることなく続いていくという確証はあるのでしょうか。

河野経営推進課長

目玉事業でやっておるものですので、これからも続いていくんでないかなと私のほうでは思っておるところでございます。

委員おっしゃられたように、今年から若干認定要件等が厳しくなったというようなことがございますけれども、打ち切りという話は聞いていないところでございます。

森本委員

農業を初めてする若い衆というのは、私の周りでも数人おったんですけども、アルバイトで修行に行って、憧れとった話とは全く違ったということで、愕然としとるわけです。太陽と土の下でって、最初はそういう理想で行くんですけども、現実に農業の厳しさを知って、あと修行では食べていけない、そういう現実に直面をして非常に厳しい思いをしている子もおります。頑張っけてやっていますけどもね。

こういう形でいろんな補助をすることは、農業人口がどんどん減っていく中で、私は非常に大切なことなんで、国のほうにも働き掛けをして、きちっと効果のある使い方をしていただきたいと思います。

それと、ハラールの話なんですけども、わずかながらの予算を組んで、ハラールの準備をしましたというような報告なんですけども、どんなことをしていますか。

これ非常に難しいです。県庁内で勉強会があったというのもあんまり聞かんけども、このハラールでインドネシアやマレーシアに拡大していきますというお話なんですけども、今私は徳島大学の近くに住んでおりますが、マルヨシセンターというのがあって、うちの家内もすぐ近くなんで買い物に行くんですけども、そこにインドネシアの子がものすごく沢山来ています。話もしたことがあるんですけども、日本の食べ物を買うのに、肉一つ買うにも非常に気配りしています。ある社会福祉法人、健勝会ですけども、何十人単位でインドネシアの方たちがいて、そこもやっぱり食事に異常なくらい気を遣っているというのを聞きます。

ハラール関係の行事をしたという話も余り聞いていないんで、これはどんな形で、どんな勉強をするのか、ちょっと教えてもらえますか。

住友6次化・輸出戦略室長

ハラールの取組についての御質問でございますけれども、現在までジェットロ、それから商工会議所等々と連携をいたしまして、既に2回ほどハラールについて、事業者向けの認証取得でございますとか、ハラールの対応についての御説明を行ったところでございます。その中でやはり先ほど委員がおっしゃったように、インドネシアの方とか国内で留学されている方につきましても、食べる物が無いという状況は聞き及んでおります。何とか食べられる状況にできないかということで、例えばハラールの認証を受けた商品作りを進めるとか、先般もちょっと県のほうでお手伝いをさせていただきましたけれども、あるホテルのほうでハラール用の食事ができるという態勢も進んでおります。

まずはハラールの認識を持っていただくための研修会を行ったと。次に、そういった食べられるものを作っていただくための準備を進めていく。次には、今回予算でお願いしてございますように、今度は食品を加工事業者のほうで作っていただいて、それをハラールの食品として、それぞれ国内で、まずはインバウンド向けですとか、国内のムスリムの方向けの食品を作って、次には海外へつなげていこうということで今考えておりますので、よろしくお願いたします。

森本委員

今後、市内のスーパーとか、特定の飲食店などへ県のほうから指導をしていくといった計画みたいなものはあるんでしょうか。

住友6次化・輸出戦略室長

今委員からおっしゃっていただきましたように、当然のことながら県内にもムスリムの方がいらっしゃいますので、当然これから商品ラインナップがそろってまいりましたら、県内の事業者の方にもおすすめてしてラインナップを増やしていただくと。当然これから観光で来られる方も相当増えてまいりますので、そういった方に対して準備ができるように県としても進めてまいりたいと考えております。

森本委員

ホテル辺りでPR用にただけではほとんど効果もないので、本格的にこれから取り組むのであれば、ハラール対応する指定店のようなものを、これは1店舗でいいですよ、全部したら大変なことであるし、例えば量販店の1店舗だけに設けてもらったり、特定のよく流行っている食堂なんかでも、そういうメニューがありますよというのを行政のほうで指導をしてもらいたいなと思います。

どうしてかと言ったら、こういう準備がないときはしょうがないで済むんです。日本はしょうがないなと。しかしながら、ハラール対応を始めましたという中で、手落ちがあったりしたらいけない。まだ多分十二分でないと思うんよね。我々の周りに、行政の人もそうですけど彼ら、彼女らの食生活をそれだけ熟知しておる人というのはいないし。こうしてイスラム圏対応をきちっと始めましたという中で変な失敗があったらいけない。昔、味の素がやられましたよね、インドネシアかマレーシアで。ああいうことになりますんで、そういうのをきちっと肝に銘じて真剣に取り組んでいただきたいなと思います。

寺井委員

先ほど始まる前に、森本委員から、今年の米価は安いという話があったわけでございます。今日の農業新聞に島根県が今年の米価に対して対策をするというようなことが1面に出ていたような気がするんですけども、御存じのとおり30キロが4,000円台です。昨日も実は農業会議が東京であったんですけども、秋田県の二田会長があきたこまちも8,000円というようなお話をされておりました。

本当に農業が厳しい中で、徳島県では、たくさんの農家の方がこの安さで、これを機会にやめようかというような人も随分出てくるんじゃないかなと思うわけですけども、これに対して何か対策を考えているんでしょうか。

村上農地戦略室長

米価の下落に対する、リタイヤを希望するような農家に対する支援というようなことで

御質問をいただきました。

今年の米価が、昨年度に比べまして大幅に下落しておるのは御存じのとおりでございますけれども、こういった中、農家は非常に経営が厳しい状況でございます。

県としましては、米価下落の対応としまして、大規模農家に対しましては国の施策であります経営所得安定対策などを使いました飼料用米の推進を今年も進めておりますけれども、今後も強化していきたいと考えております。

また、リタイヤを希望する農家につきましては、農地中間管理機構などを活用した農地集積の一助を担う農地の出し手として御協力いただくとか、そういうようなことによりまして農家の経営安定また地域の農業の存続に寄与していきたいと考えております。

寺井委員

いいお答えをいただいたんですけれども、現実はずっと厳しい世界であります。今農地中間管理機構の話も出ておるわけでございますけれども、県南のある農業委員さんの話によると、既に米価がこれだけ下がったことによって、集積をした中で大規模経営をやってきておるけど、契約の期限が来たので、これからは返したいと。いわゆる大規模でやっていた中でも、これではやっていけないというようなお話がちらっと聞こえてきております。

農地中間管理機構は、7月から始まったところでしょうけれども、本当に厳しい世界の中で、やっぱり支援をしていくような覚悟を見せないと、農家が本当に意欲をなくしていくのかなと、そんなふうにも感じておるところでございます。

飼料米等々の話もありますけれども、これは是非、飼料米をやるんだったら積極的に思い切っていけないと、もう既によその県はやっているところもあるし、取り組んでおるところはいっぱいあるわけです。徳島県はあるメーカーさんが引き受けるんじゃないかというような話もありますけれども、思い切って方向転換をやらないと、一番損をするのは農家なんです。農家が一番こたえてくる。対策が遅れると、よその県から米が入ってくるというようなこともありますから、是非、そういういいことがあるならば、いい方向に向けて頑張っていたきたいなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

先ほども言いましたように、農地中間管理機構は、たしか7月1日から始まったような気がしております。これについては、大規模農業をやりたい人たちが皆さんが待ちに待っていたと思っているんですけれども、状況は分かりますか。

村上農地戦略室長

農地中間管理機構の現状についての御質問をいただきました。

今回、第1回目の公募ということで、7月1日から8月31日まで公募したところがございます。第1回目の公募におきましては、146の経営体の担い手から、農地集積の目標であります年間の目標500ヘクタールに対しまして、約8割に相当する392ヘクタールの借受け希望が出てきております。これにつきましては機構に対する期待は高いものと感じております。

一方で、出し手からの貸付け希望につきましては91経営体の34ヘクタールにとどまって

おりまして、今後こうした借受け希望の要望に応えられますように、貸付け希望者の面積確保に努めていきたいと考えております。

寺井委員

思ったとおりといいますか、皆さん方が考えていたとおりの方向で進んでいるのは本当にいいと感じておりますので、これからも是非頑張ってくださいと思います。

もう一点、太陽光の話になるんですけども、いわゆる農地転用ができない農地で太陽光を現実にやられている方が何人かいらっしゃいます。その中で、農地をそのまま生かしてトラクター等々が入れるように、地上から3メートルぐらいの上に太陽光をやっています。たしかその作物が2割減収した場合には停止か何か、そういう規定がありますよね。現実にやっているとある人が見学に行って、実際はやれてないというのを聞いたんですけども、そういうときはどう対応するんですか。その辺、筋道はできてますか。

檜垣農業基盤課長

太陽光発電におけます営農型の太陽光発電でございますが、現在徳島市で12件が営農型の太陽光発電をしておるところでございます。これは当然太陽光の下で営農を続けておることとございまして、委員からお話ございましたように、仮に太陽光発電ができなくなった場合は、当然農地へ戻していただくという指導等を行いながら、また営農をしていただくという形になるのではないかと考えておるところでございます。

寺井委員

今のお答えだったら、営農がきちんとできているかできていないかの確認はどこがやるんですか。

檜垣農業基盤課長

作物の状況につきましては毎年農業委員会のほうに御報告をいただく形になっております。

寺井委員

罰則等々はあるわけですか。

檜垣農業基盤課長

申し訳ございません。その部分は確認できておりません。勉強して御返答させていただきたいと思います。

寺井委員

太陽光が非常に盛んになって、農家としても貸したいという方もいらっしゃるんですけども、その中で、農地じゃないところでお貸しをしているところで、逆に業者と契約し

て貸した。だけど業者が転売をして、その転売をされたほうから、お宅と契約してないんでいわゆる小作料は払わないとか、そんなのが現実の問題として出てくるところもあるそうです。

非常に心配をしているわけですがけれども、さっきも言った営農型の太陽光をやる場合、きちっとルールが守られない中でやっていくなれば、やりたいという声もたくさんあるわけですから、その辺をどうしていくのかという道筋が早くついていけばいいんですけども。お金をたくさん突っ込んでやったのにやめなさいと言われたって、やれないよね。そういうところも、もし農林の立場で何かできるんだったら、そういうルール作りを早くやってほしいなと思っているところでございます。

そういうことも含めて、非常に厳しい状況の中で農家もやっておるわけでございまして、先ほど重清委員から言われました緊急対策の利子補給等々は迅速にやっていただいて、本当に私も農家としてはありがたいなと思っています。今後ともいろいろなことがあるわけでございませけれども、農家は一生懸命頑張っておりますので、御支援をいただければと思います。

手塚農林水産政策課長

先ほど重清委員のほうから、産地重要種苗緊急導入事業の3,000万円の積算根拠、何をどれだけ対象に予定しておるかのお問合せがありまして、十分お答えできませんで申し訳ございませんでした。

イチゴにつきましては800万円、バラの苗が500万円、それからコショウランの苗が1,500万円、その他で合計3,000万円を今回種苗育成事業の対象に考えてございます。

樫本委員

冒頭に部長のほうから補正予算について説明がございましたが、もうかるブランド推進課の「6次産業化」課題解決プロジェクト推進事業で360万円付いておるわけですが、この6次産業化に向けての、1次産業の6次産業化へ向けて付加価値をつけて所得を増やしていこうというプロジェクトなんですけど、具体的に6次産業化を推進するに当たっての課題というのはどういうところにあるのか教えていただきたい。これは6次産業化支援ナビ構築事業のことを言っているんですかね。

住友6次化・輸出戦略室長

樫本委員からの御質問でございませけれども、6次産業化の取組の課題ですとか、それから今回の予算でどういった取組をするのかということでございませ。

6次産業化につきましては、やはり生産者の方々が意欲を持って付加価値を付けるということで取組を進めてまいりますけれども、やはりいろいろ販路の開拓ですとか、それから物を作るということの加工等につきましては、なかなか一朝一夕にというわけにはまいりませぬ。ですので、それと一緒に動いていただけるような加工事業者、商工事業者の方の確保が非常に重要になってまいります。その上でさらに出口、どこに売るか、どういっ

た市場のニーズ，コンシューマーのニーズがあるかというところを把握することも非常に大事になってまいります。

今回，このプロジェクト事業につきましては，そういった情報の提供を差し上げるナビを作りますのと同時に，大学ですとか関係機関等と連携をいたしまして，アイデアをお持ちの生産者の方の，後の加工・流通につなげられるようなアイデアを具体化していくためのいろんなマッチングをするということを今進めようとしているところでございます。

当然のことながら，生産者の方々だけではできないところがございますので，加工事業者，販売事業者の方の御協力もいただきながら，地域の産品がとにかく県外に売っていけるような仕組み作りを進めたいと考えておるところでございます。

樫本委員

今説明されたようなことはよく分かるんですが，農家というのは農産物を生産する上においてはプロでありますから，非常に上手に作れるんですが，その領域から2次産業，3次産業に行くのは苦手な保守的な方が多いと思うんです。1次産業の高次元化は非常に難しいと思います。

そんな中で，少し触れられましたけれども，食品加工業者とかの切り口，そしてまた食品業者の切り口から，そしてまた観光のほうからの切り口から推進していく，そういう切り口から農家を牽引していくという方法が，より効果的じゃないかなと思うんですが，その辺りはどのように感じておりますか。

住友6次化・輸出戦略室長

今樫本委員おっしゃっていただきましたように，当然理想型といたしましては生産者が全てをできるというのが6次化の理想でございますけれども，やはり地域資源を活用して物を作っていくためには，観光の側面でございますとか物産の側面，それから地域のいわゆる加工事業者，流通事業者の方のノウハウというのもございますので，そういったものをまず活用しながら生産者の方も付加価値をつけていくと，その後に御自分で最終的にできるというのが一番理想型かと考えているところでございます。

樫本委員

徳島にはいろんな産品があって，農産品を使った食品加工業もまずまずあるんですが，最近余り元気がない。もっともっと拡大をして，積極的にやっていただけるようなビジネスモデルの成功事例をたくさん提供し，情報発信していくことが，農家のヒントにつながっていくと思いますので，是非ひとつ積極的に全国的な成功事例をピックアップしてどんどん情報提供していただきたい。そして刺激を与えていただくことによって，6次産業化の実現に向かって頑張っていただきたいと思います。

それから，冒頭に部長のほうから説明もありましたが，この度の12号，11号台風の接近又は上陸によって浸水被害を相当受けました。私の地元でも，寺井委員の地元でも，吉野川の中洲の善入寺，500戸の農家が非常に広大な農地で，ほとんど98%以上の農地が耕作

を放棄されることもなく適切に管理されて、熱心に作物を作っておられるんですが、ここ近年、毎年のように、少し池田ダムで5,000トンの放流をしますと、もう善入寺が水に浸かって被害が出るという状況が続いております。

この状況はなぜかということをおなりに考えてみますと、昭和59年に国土交通省が河川管理の中で吉野川のいわゆる計画河床高を実は2メートル上げて、河床が今高くなっているんです。これは海部川でも一緒に、全国あらゆるところの一級河川であつたり大きな河川の河床が全て上がっております。吉野川も非常に高くなっているんで、その善入寺のすぐ横側で、また上流側で河床が高くなっております。流下能力が落ちております。したがって、そこにまた柳の木が生えたり藪が成長して広がっていったりして流下能力を阻害しています。それが一番課題です。今後ますます、毎年のように潜水橋が決壊したり、それから低水護岸が浸食されたり、被害がずっと出てきます。

昭和59年の国土交通省の河床計画高プラス2メートル、これが大きな政策の間違いであると私は考えておりますが、この点についてどう考えますか。

檜垣農業基盤課長

河川法では、大きな河川では河川整備基本方針、河川整備計画というものを立てておるということでございまして、吉野川についても河川整備計画を立てられておると。その中で河床高とか計画が決まっておるかとは思いますが、ちょっと詳細については私、把握ができておりません。委員からお話があった前より高いとか、そういうことについては確認できておりません。申し訳ございません。

樫本委員

本当に、2年前も善入寺の護岸が決壊しまして、そこから水が入って行って大変なことになりました。それで昨年護岸の復旧工事をしました。そしたらまた今年、強化した所はそれで大丈夫なんですけど、強化していないすぐ下流域がまた流失しております。また今年、国土交通省が予算を組んで復旧工事をすることになっております。こういったことがずっと続きます。善入寺のずっと上流の瀬詰地区でも同様に、先日の洪水で、根固めしていない所が決壊しております。

だからこれから河川計画を立てる中で河床の高さも一緒に考えてやらないと、ずっと農家は被害を受けます。そして国また県に、その被害の復旧に向けて補助金のお願いをしても、なかなか使い勝手が悪い。補助金をもらったら使い勝手が悪いので、もう要りませんと。自分たちで適当に10センチ、20センチ表土を入れたり積んだり、適当にやっています。役所の仕事は時間が掛かるし、農家はそれを待てない。既に今一生懸命に、自分たちの費用でやっています。これは大変農家にとって経済的に大きな圧迫になるので、是非ひとつ国土交通省に河床計画の見直しをやっていただくようお願いしないと、これは日本の損です。次々、護岸が決壊したらまた復旧工事する。そのイタチごっこです。昔はそれがなくてもずっといけてたんですよ。それが最近そういうことになっております。とにかく是非国土交通省に、農林の立場からも交渉してみてください。

喜多委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（11時53分）